

Ⅱ 援護關係

重 点 事 项

第1 遺骨帰還等慰霊事業について

1 遺骨帰還事業について

(1) 南方地域等での遺骨帰還等事業

平成24年度の南方地域等への遺骨帰還等事業については、①フィリピン、②東部ニューギニア、③ビスマーク・ソロモン諸島、④インドネシア、⑤パラオ諸島、⑥ミャンマー、⑦沖縄、⑧硫黄島、⑨モンゴル（ノモンハン）の9地域を計画している。

その他、確度の高い情報等が得られた場合には、緊急的な派遣を実施することになっている。

◎ 海外未送還遺骨の情報収集事業

遺骨帰還事業は、戦友の方々や現地政府等から提供された情報に基づき実施してきたが、特に南方地域等で遺骨情報が減少してきているなどの事情がある。

そのため、現地に詳しい民間団体等の協力を得て集中的な情報収集を実施しており、平成24年度は、①フィリピン②東部ニューギニア③ビスマーク・ソロモン諸島④インドネシアでの実施を計画している。

◎ フィリピンでの遺骨帰還事業

フィリピンでの遺骨帰還事業については、現在、事業を一時中断しており、今後、事業の見直しを踏まえた覚書をフィリピン政府との間で締結した後、事業を再開することになっている。

◎ 硫黄島での遺骨帰還事業

硫黄島での遺骨帰還事業については、菅前内閣総理大臣の指示により、平成22年8月に「硫黄島からの遺骨帰還のための特命チーム」が設置され、政府一体となって遺骨帰還を実施することとされた。米国での資料調査の結果を踏まえ、渡島手段を含めた自衛隊の協力の下、遺族、ボランティアの参加を得て、遺骨の収容を実施した結果、近年例にない多数の遺骨を収容した。

平成23年度からは、「平和を祈念するための硫黄島特別対策事業」として、硫黄島からの遺骨帰還の取組を強化しており、昨年11月に決定された「硫黄島からの遺骨帰還プラン」（参考資料6参照）に基づき、平成24年度も同様に重点的に取り組むことにしている。

（2）ソ連抑留中死亡者の遺骨帰還等事業

- ・ 平成24年度のロシア連邦等への遺骨帰還等事業については、①ハバロフスク地方、②ザバイカル地方、③沿海地方、④イルクーツク州、⑤クラスノヤルスク地方、⑥ブリヤート共和国、⑦カザフスタン共和国の7地域を計画している。
- ・ 平成24年度からは、民間団体等を活用したソ連抑留中死亡者の埋葬地資料調査を計画している。

※ 各都道府県は、仮に遺族、団体、協力者等から埋葬地などの情報が得られたときは速やかに、援護企画課外事室まで連絡するようお願いしたい。

2 慰霊巡拝事業について

遺骨帰還事業を補完し、旧主要戦域での戦没者を慰霊するため、遺族が戦没地や海外戦没者慰霊碑を訪れて、政府主催の現地追悼式を実施している。

（1）南方地域等での慰霊巡拝事業

旧主要戦域での戦没者の遺族を対象として実施しており、平成24年度は、①フィリピン、②東部ニューギニア、③中国、④マーシャル・ギルバート諸島、⑤マリアナ諸島、⑥トラック諸島、⑦北ボルネオ、⑧硫黄島の8地域で実施を計画している。

◎ 硫黄島での慰霊巡拝事業

平成23年度からは、「平和を祈念するための硫黄島特別対策事業」として、遺族がより参加しやすいよう実施回数3回、延べ300人の実施体制を組んでおり、平成24年度も継続して実施することになっている。

（2）旧ソ連地域での慰霊巡拝事業

平成15年度からロシア連邦等の各地方・州ごとに広く遺族の参加を募っている。

平成24年度は、①ハバロフスク地方、②沿海地方、③ザバイカル地方、④イルクーツク州の4地域での実施を計画している。

(3) 参加遺族の募集

厚生労働省では、都道府県や市区町村が余裕を持って広報誌等へ掲載できるように速やかに、各都道府県援護主管課宛に実施予定地域ごとの実施時期、派遣予定人員等をお知らせすることになっている。

慰霊巡拝事業を実施する際の参加遺族の募集にあたっては、各都道府県から推薦をお願いしたい。

3 慰霊碑に関する事業について

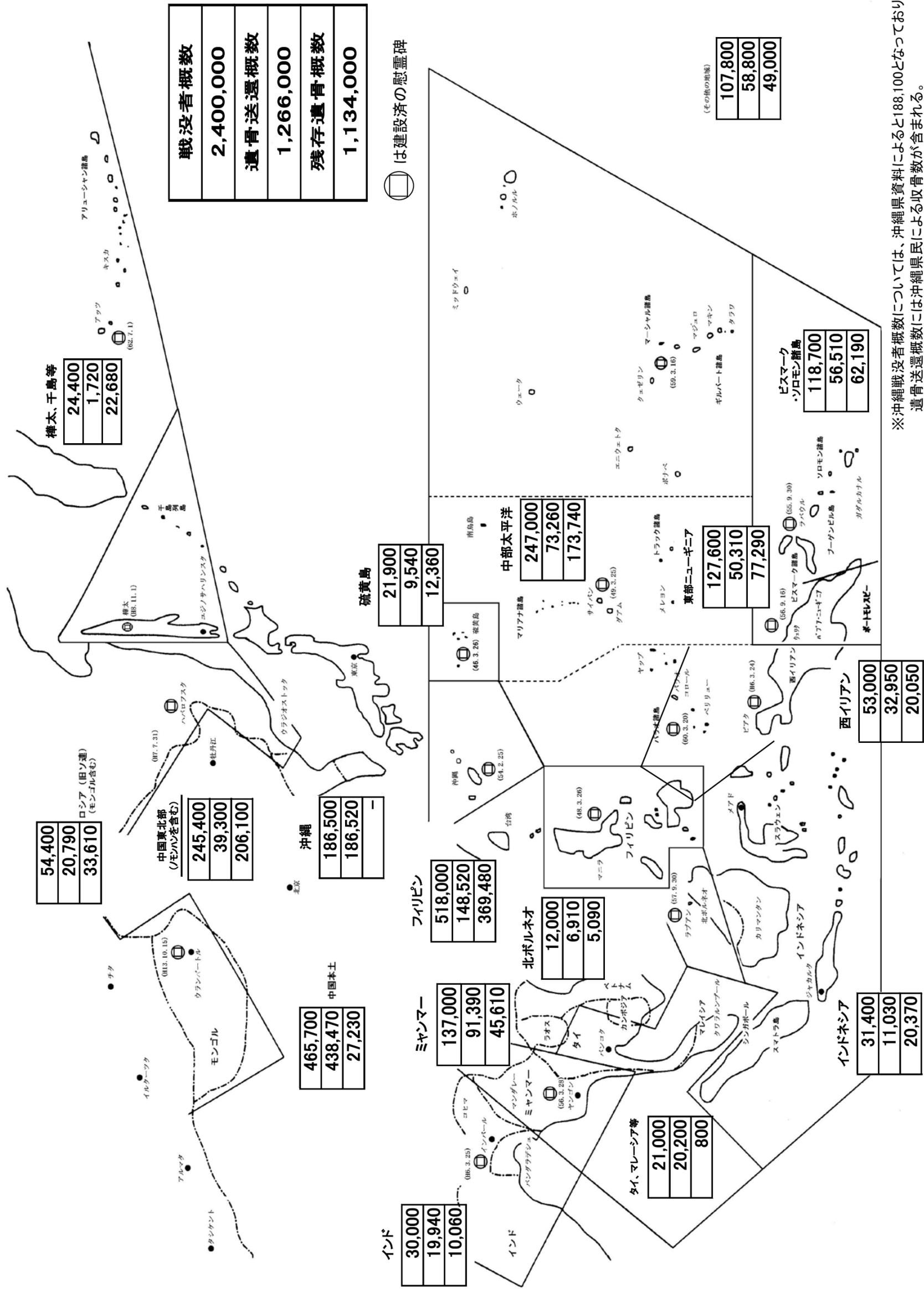
(1) 慰霊碑の維持管理等事業

旧戦域ごとに中心となるべき地（硫黄島及び海外14か所）に建立した戦没者慰霊碑について適切な維持管理等を行うとともに、旧ソ連地域で遺骨収容を実施することができない地域に小規模慰霊碑を建立することになっている。

(2) 海外民間建立慰霊碑等整理事業

民間団体等が海外に建立した日本人戦没者の慰霊碑等のうち、維持管理が不良なものについて、建立者の特定、維持管理の指導を行う。また、必要に応じ、整理事業を実施することになっている。

地域別戦没者概見図(平成23年12月末現在)



※沖縄戦没者概数については、沖縄県資料によると188,100となっており、遺骨送還概数には沖縄県民による収骨数が含まれる。

第2 戦没者遺骨のDNA鑑定及び遺骨等の伝達について

1 DNA鑑定について

戦没者遺骨のDNA鑑定は、主に旧ソ連地域の埋葬地等で発見された遺骨を対象とし、当局保管の死亡者名簿等から推定される関係遺族に「戦没者遺骨のDNA鑑定のお知らせ」を送付し、遺族の申請に基づき実施している。

平成11年から平成23年11月末までに、関係遺族約8,400人にお知らせを送付し、約1,700人から申請があった。鑑定の結果、819柱の遺骨の身元が特定し、順次遺族に返還している。

平成23年度に帰還した遺骨についても、推定される関係遺族に対して「戦没者遺骨のDNA鑑定のお知らせ」を平成24年度内に送付する予定である。

【参考】

平成15年3月に取りまとめられた「戦没者遺骨のDNA鑑定に関する検討会報告書」を踏まえ、①死亡者名簿等の記録資料から戦没者及び遺族を推定でき、②遺族から適切な検体が提供され、③遺骨から鑑定に有効なDNAが抽出できる場合には、希望する遺族に対して全額国庫負担でDNA鑑定を実施している。

2 遺骨及び遺留品の伝達について

DNA鑑定により身元が特定された遺骨や、遺留品調査により所有者が特定された遺留品は、遺族が居住する都道府県から伝達していただいている。

地方自治法附則第10条の規定に基づき、厚生労働省では、各都道府県職員が遺骨等を受領するため、「旧軍関係調査事務等委託費」を計上し、予算措置を行っている。ただし、伝達数が複数ある場合や都道府県側の日程調整が困難な場合には、厚生労働省職員が都道府県までお持ちするなど、弾力的に対応するので、相談願いたい。

なお、都道府県庁で記者発表される場合は、その旨当方でも記者発表を行うので、遺族への伝達7日前までに事前に連絡願いたい。

都道府県別DNA鑑定結果

平成23年11月末日現在

県コード	都道府県	申請数	判明者数	否定数	鑑定待者数	備考
1	北海道	89	39	40	10	
2	青森県	40	24	13	3	
3	岩手県	53	21	27	5	
4	宮城県	21	11	8	2	
5	秋田県	23	7	13	3	
6	山形県	38	13	23	2	
7	福島県	32	14	14	4	
8	茨城県	32	14	17	1	
9	栃木県	20	13	6	1	
10	群馬県	21	13	7	1	
11	埼玉県	80	40	37	3	
12	千葉県	79	37	38	4	
13	東京都	119	49	58	12	
14	神奈川県	76	26	48	2	
15	新潟県	36	12	20	4	
16	富山県	19	10	6	3	
17	石川県	13	8	4	1	
18	福井県	6	4	2	0	
19	山梨県	14	10	4	0	
20	長野県	40	19	17	4	
21	岐阜県	34	11	19	4	
22	静岡県	45	28	15	2	
23	愛知県	49	31	15	3	
24	三重県	23	13	8	2	
25	滋賀県	14	6	8	0	
26	京都府	23	10	11	2	
27	大阪府	63	37	20	6	
28	兵庫県	53	27	21	5	
29	奈良県	17	13	2	2	
30	和歌山県	19	15	4	0	
31	鳥取県	8	2	6	0	
32	島根県	27	15	7	5	
33	岡山県	34	17	16	1	
34	広島県	104	51	38	15	
35	山口県	36	27	8	1	
36	徳島県	10	4	4	2	
37	香川県	8	3	3	2	
38	愛媛県	23	12	9	2	
39	高知県	24	9	13	2	
40	福岡県	57	36	21	0	
41	佐賀県	7	3	4	0	
42	長崎県	12	6	6	0	
43	熊本県	22	12	7	3	
44	大分県	19	5	13	1	
45	宮崎県	22	16	5	1	
46	鹿児島県	35	22	13	0	
47	沖縄県	13	3	9	1	
99	日本国外	1	1	0	0	
計		1,653	819	707	127	

注：上記の件数はいずれも申請者の居住地都道府県別の数である。（判明数も遺骨の伝達件数ではない申請数は平成11～22年收容分の数字であり、流動的なので参考程度にしてください。

戦没者遺骨の伝達実績(都道府県別過去5カ年)

平成23年12月9日現在

県コード	都道府県名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	合計
1	北海道	6	4	4	2		16
2	青森	1	2	1		2	6
3	岩手	6	3	1			10
4	宮城	1	1	3			5
5	秋田	1	2	1	1		5
6	山形	3	2	1		1	7
7	福島	1	1	1			3
8	茨城	4	2	1		1	8
9	栃木		1	2	2		5
10	群馬	4	4				8
11	埼玉	4	8	4	3		19
12	千葉	11	4	3	1	1	20
13	東京	15	11	5	2		33
14	神奈川	5	6	2	1	1	15
15	新潟		3	5			8
16	富山	2	1	3	2		8
17	石川	1	2	1	1	1	6
18	福井		3				3
19	山梨	2	1	1	1		5
20	長野	3	10	1			14
21	岐阜	3	2	2			7
22	静岡	5	10	2	3		20
23	愛知	8	1	5	4		18
24	三重	4	2				6
25	滋賀	1	1				2
26	京都		2	2	1		5
27	大阪	7	8	4	4		23
28	兵庫	4	3	2	1	1	11
29	奈良	2		2			4
30	和歌山	3	1	1	2		7
31	鳥取	1					1
32	島根	4	1	1	2	1	9
33	岡山		5	1	1		7
34	広島	17	14	4	4	1	40
35	山口	2	7			4	13
36	徳島	1			1		2
37	香川			1			1
38	愛媛		3	3	1		7
39	高知	1	3				4
40	福岡	8	4	2	4		18
41	佐賀	1	1				2
42	長崎	2	1	2			5
43	熊本	1	7				8
44	大分		2	2			4
45	宮崎	5	2	4	1	1	13
46	鹿児島	4	7	1	1	1	14
47	沖縄		1	1	1		3
99	日本国外				1		1
計		154	159	82	48	16	459

注1: 国費によるDNA鑑定により判明した伝達数である。

注2: 年度別の伝達実績数であり、判明数ではない。

注3: 上記の件数はいずれも受領遺族の居住地都道府県別の数である。

第3 中国残留邦人等に対する支援策の実施について

1 中国残留邦人等に対する支援策の実施について

中国残留邦人等に対しては、平成19年の「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）」（以下「支援法」という。）の一部改正により、平成20年4月から、満額の老齢基礎年金等の支給、支援給付の実施及び地域での生活支援等を柱とする新たな支援策を開始し、平成24年度は5年目を迎えるところ。

各都道府県の協力により、支援策は順調に浸透しつつあるが、地域によっては、必要とする支援が受けられない事例もみられる。このため、都道府県には、中国残留邦人等の特別な事情を踏まえ、支援・相談員の配置、需要に応じた地域での日本語教室や自立支援通訳等派遣事業など、きめ細かな運用が図られるよう、引き続き創意工夫ある取組をお願いしたい。

なお、中国残留邦人等の高齢化により、バリアフリー化された公営住宅への住替え需要が高まっていることから、平成20年3月31日付けの国土交通省通知の趣旨を踏まえ、公営住宅管理部局と十分に連携を図るなど、良質な住環境の確保にも努めていただきたい。

【参考】国土交通省通知

「中国残留邦人等の公営住宅への入居の取扱いについて」（平成20年3月31日付け国住備第143号 住宅総合整備課長から各都道府県住宅管理担当部長あて通知）

また、厚生労働省においては、中国残留邦人等への地域住民の理解を深めるための啓発を目的として毎年、地方において「中国残留邦人等への理解を深めるシンポジウム」を開催している。

平成24年度は、北海道（札幌市）での開催を予定している。

2 支援給付事務の監査について

支援法第14条によりその規定の例によるものとされた生活保護法第23条に基づき、平成21年度から支援給付事務の監査を行っている。

平成24年度以降も、支援給付事務の適正な運用を図るよう、引き続きお願いしたい。

なお、都道府県・指定都市本庁が行う実地監査は、管内の実施機関に対し、4年に1度の割合で行うことになっている。平成24年度は、支援給付施行事務監査が始まり4年目の最終年度に当たるため、これまで実地による監査を実施していない管内の実施機関に対しては実地監査を行い、適切な助言指導をお願いしたい。

第4 中国残留邦人等に対する一時金の時効失権防止について

中国残留邦人等に対する満額の老齢基礎年金等の支給のための一時金の支給については、権利を取得した日から5年経過すると一時金を申請することができなくなる。平成20年1月1日の改正支援法施行時に権利を取得した者の申請期間は、平成24年12月31日までとなっている。

このため、厚生労働省は、平成23年度から、戸籍による一時金支給対象者の追跡調査やポスター・リーフレットの作成、関係自治体の協力のもと支援・相談員を活用した申請指導など、時効失権防止対策を講じており、平成24年度は上述の取組に加え、新聞広告により幅広く周知したいと考えている。各都道府県も、ポスターの掲示、リーフレットの配布や広報誌への掲載等について、管内の市区町村及び関係団体へ周知をお願いしたい。

第5 旧ソ連抑留中死亡者の資料調査等について

旧ソ連抑留中死亡者の資料調査については、平成3年以降、ロシア側より約4万1千人の死亡者名簿を入手し、日本側資料との照合調査を行い、特定できた者は、本籍都道府県の協力を得て遺族調査の上、遺族に記載内容をお知らせしてきている。

平成21年度以降、ロシア国立軍事古文書館から入手した「抑留者登録カード」を活用して調査を進めた結果、新たに2,445名（平成23年12月末現在）を特定することができた。

しかしながら、抑留中死亡者約5万3千人のうち約1万9千人については、名簿が未提供または情報不足等のため特定できていない。

厚生労働省としては、関係遺族の高齢化が進んでいることを踏まえ、今後もロシア側に資料提供の働きかけを行うとともに、一人でも多くの死亡者を特定できるよう引き続き照合調査の促進を図ることとしている。都道府県でも関係遺族の現住所調査等での協力をお願いしたい。

なお、平成23年8月に、戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法に基づく「強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針」が閣議決定された（参考資料5参照）。

厚生労働省としては、この基本方針に基づき、関係省庁と連携し、民間団体等の協力も得つつ、戦後70周年を迎える平成27年度に向けて、抑留中死亡者の資料調査、遺骨帰還事業等を進めていくことにしている。

（注）

戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法は、参議院総務委員長提案の議員立法。平成22年6月16日成立し、同日公布・施行。

【参考】

「旧ソ連抑留中死亡者名簿の調査進捗状況」（平成23年11月末現在）

・日本側資料による旧ソ連抑留中死亡者数	約 53,000人
うち 死亡者が特定できた者	約 34,000人
資料が未提供等の者	約 19,000人

第6 戦傷病者等の妻に対する特別給付金の請求促進等について

1 平成23年改正法による戦傷病者等の妻に対する特別給付金の請求促進について

昨年10月1日施行の戦傷病者等の妻に対する特別給付金については、厚生労働省から支給要件に該当すると思われる者に対して個別請求案内を実施した。今回の支給対象者見込数6,200人に対し、平成23年11月末現在受付件数は、2,979人である。

厚生労働省としては、受給権者に対し、もれなく制度案内を行う必要があると考えており、上記により郵送した個別請求案内が宛先不明で返送されてきたものについては、住所変更の届出がなされているかどうかを「増加恩給等受給者リスト」の情報提供元である総務省に照会中である。この照会でも確認ができなかったものについては、住所不明者の追跡調査を本年2月以降、都道府県に対し依頼する予定であるので協力をお願いしたい。

2 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の時効失権防止への取組について

平成21年4月1日から受付を開始した戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給対象者数を5万人と見込んでいる。平成23年11月末現在受付件数は、40,752人である。

この請求期間は平成24年4月2日までとなっているため、都道府県でも、時効失権防止対策をより一層強化して実施されるよう、既に厚生労働省から送付している恩給公務扶助料等失権者リストと都道府県の援護（国債）システムから出力される特別弔慰金既請求者とを突合するなど、受給権者と思われる遺族で未請求の者に対し、是非、個別の制度案内を行っていただきたい。

また、厚生労働省としても、あらゆる政府広報の機会を捉えて全国的に制度案内を行う予定であるが、都道府県及び市区町村でも、自治体の広報紙等を活用した制度の周知について、なお一層努力されるようお願いしたい。

第7 昭和館・しょうけい館の入館促進について

昭和館は、国民が経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を後世代の人々に伝えていくために、厚生労働省が平成11年3月に開設した国立の施設である。常設展示室における実物資料の展示等を行うとともに、特別企画展を毎年開催し、また、図書・映像・音響資料の閲覧事業、関連情報提供事業等についても併せて行っている。

さらに、毎年関係都道府県等の協力の下、地方での巡回特別企画展を開催している。平成24年度においては富山県及び京都府で開催を予定している。

しょうけい館は、戦傷病者及びその妻等が体験した戦中・戦後の労苦に係る資料及び情報を収集し、保存し、展示することにより、後世代にその労苦を伝えることを目的として、厚生労働省が平成18年3月に開設した国立の施設である。昭和館と同様に常設展示室における展示や、図書・映像・音響資料の閲覧事業、関連情報提供事業等を行っている。

厚生労働省としては、両館の情報を厚生労働省ホームページ等へ掲載し、両館の来館者の増加に努めているが、今後とも様々な機会を捉えて全国に広報を行う予定である。都道府県及び市区町村でも、小中学生等の来館が促進されるよう、教育部門との連携等について配慮いただきたい。

予 算 概 要

(予算概要)

平成24年度援護関係予算(案)の概要

【23年度予算】

【24年度予算案】

42,340百万円

→

38,222百万円※

※社会・援護局(援護)計上分 29,025百万円

※社会・援護局(社会)計上分 9,196百万円

1 援護年金 27,060百万円 → 23,370百万円
(受給人員 14,531人 → 12,463人)

2 戦没者慰霊事業等の推進 2,291百万円 → 2,154百万円

うち、旧ソ連地域の慰霊事業等 141百万円 → 260百万円

※遺骨帰還関係経費55百万円→111百万円、身元特定作業経費58百万円→109百万円、
慰霊巡拝関係経費17百万円→18百万円、慰霊碑維持管理等経費11百万円→22百万円

うち、平和を祈念するための硫黄島特別対策事業 1,160百万円 → 982百万円

※遺骨帰還関係経費1,110百万円→932百万円、慰霊巡拝関係経費50百万円→50百万円

(1) 遺骨帰還等 1,766百万円 → 1,567百万円

(2) 戦没者遺児による慰霊友好親善事業 283百万円 → 283百万円

(3) 全国戦没者追悼式挙行経費 133百万円 → 135百万円

3 中国残留邦人等の援護等 11,235百万円 → 11,190百万円

(1) 中国残留邦人等に対する支援 11,038百万円 → 10,924百万円

※上記のほか、職業安定局において生活支援と連動した職業相談に係る経費23百万円を計上

(2) 戦没者等援護関係資料の整備 197百万円 → 265百万円

※百万円単位で四捨五入しているため、各欄の増減が一致しない場合がある。